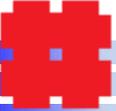


(金融機関向け) 口座振替受付事務について

- ・口座振替の推進
- ・事務手続きの流れ
- ・振替開始・変更・廃止時期
- ・記入・申込みの注意事項



口座振替の推進

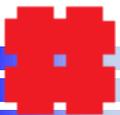
岐阜市では、納期最終日に自動で振替がされる、口座振替を推進しています。

便利・・・納期ごとの金融機関での納付が不要

安心・・・納付のために現金を持ち歩く必要がない

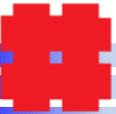
確実・・・うっかり納め忘れることもない

口座振替の普及が、市税・料金の収納率向上や金融機関窓口の負担軽減となります。



事務手続きの流れ

- 1 金融機関窓口で、納税(付)者から提出される口座振替依頼書の記入内容を確認してから、受付する。
- 2 受付した口座振替依頼書(岐阜市用の口座振替依頼書)を速やかに、岐阜市へ送付する。
- 3 送付された口座振替依頼書を岐阜市担当課で受付・確認後、その内容を登録する(受付内容に疑義がある場合、問い合わせをすることがあります)。



振替開始・変更・廃止時期

(1) 振替開始時期

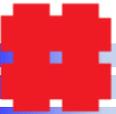
金融機関と岐阜市それぞれにおいて事務処理が必要であることから、口座振替依頼書の受付から開始までには日数を要します(各年度最初の期別は、さらに日数を要します)。

依頼書裏面の『申込日と口座振替・自動払込開始時期一覧表』により振替開始時期を確認していただき、今回の依頼がいつから開始されるのか、お客様へのご説明をお願いします。

(2) 変更・廃止時期

口座振替先の変更、口座振替の廃止について、お客様から申し出があった場合、直近の振替分に間に合うとは限りません。

依頼書裏面の『申込日と口座振替・自動払込開始時期一覧表』の時期を確認していただくようお願いします。



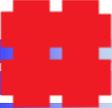
振替開始・変更・廃止時期

(3) 受付日について

金融機関の受付日は申込日と同一日にしてください。異なる場合は、申込日の訂正をお願いすることがあります。

訂正は納付者が訂正することが原則ですが、金融機関様の押切印での訂正も可能です。

金融機関名のみで受付日が省略されているものがありますが、申込日と同一の場合であっても省略しないようにお願いします。
(ゴム印でも構いません)



記入・申込みの注意事項

固定資産税・都市計画税

(1) 納税義務者について

固定資産税・都市計画税は固定資産等の納税義務者ごとに課税されます。納税通知書等に「固定太郎 外〇名」等の記載があれば“共有”の固定資産税・都市計画税です。“共有”の場合は、筆頭者に対して納税通知書を送付しています。

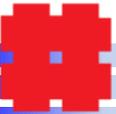
単独と共有の固定資産税・都市計画税が2件課税されていれば、納税通知書は2通送付されます。納税義務者、お問合わせ番号は2件分あります。
口座振替の申込みは、納税通知書の単位が必要です。

(2) 納税義務者が死亡している場合

課税の基準日は1月1日です。納税義務者は1月1日現在の登記簿上の所有者です。納税義務者が死亡しても、登記簿上の所有者が変更(共有者の中のいずれかの方の名義変更を含む)されない限り、納税義務者は変更されません。

※相続・売買等により登記簿上の所有者が変更された場合、納税義務者が変わるので、新たに申込みが必要です。

新しい納税義務者での口座振替の申込みは、納税通知書(4月上旬発送)が届いてからお願いします。



記入・申込みの注意事項

市・県民税・森林環境税(普通徴収)

市・県民税・森林環境税のうち、口座振替ができるのは「普通徴収」のみです。
「給与特別徴収」、「年金特別徴収」についてはできません。
特に「給与特別徴収」について、誤って受付されることがあります。
「普通徴収」のお問合わせ番号が、「5」からはじまることはありませんので受付時にご確認ください。

軽自動車税

軽自動車税の納税通知書(納付書)は、同一名義でも車両ごとに発送されます。
同一名義で軽自動車を複数所有している場合、1枚の口座振替依頼書で、すべての軽自動車税が口座振替になります。(車両ごとに提出していただく必要はありません)

複数台の軽自動車を所有されている方について、その一部の車両のみを口座振替にすることもできません。

記入・申込みの注意事項

- ・お問合わせ番号、納税(付)義務者が異なる場合、別々の口座振替依頼書での受付が必要です。
※納税(付)義務者、お問合わせ番号が同一の場合、複数科目の申込みが可能。
- ・随時分、過年度分は口座振替はできません。
- ・納税義務者が死亡している場合の納税義務者氏名は、口座振替依頼書の納税(付)義務者氏名欄に、「〇〇〇〇 相続人△△△△」と記入してください。

下記の(例)の納税義務者は、固定 次郎 様分とある 固定 次郎です。

納税義務者が死亡している場合、この例だと「固定 次郎 相続人 固定 花子」と口座振替依頼書の納税義務者氏名を記入します。

(例) 代表相続人の氏名が記載されている納税通知書のイメージ

固定 花子 様
固定 次郎 様分 ←

納税通知書等の氏名が2段書きしてある場合
上段が代表相続人

下段の 固定 次郎様分 とある方が納税義務者